横浜市立野庭中学校「いじめ防止基本方針」

1、いじめ防止に向けた学校の考え方

1)いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生 徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて 行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、い つの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子どもは、人と人と の関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰 もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活で きる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子ど もの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはそ の健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるも のとの認識に立つ必要がある

2、「学校いじめ防止対策委員会」の設置

1)委員会の構成員

校長、副校長、生徒指導専任教諭、教務主任、学年主任

2)委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、毎週月曜日に開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ち に「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。また、校長は学校として組織的に対応方針を決定するととも に、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

3)委員会の活動内容

ア、未然防止

- いじめの未然防止のため、「いじめが起きにくい」「いじめを許さない」環境づくりを行う。
- 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知する。

イ、早期発見・事案対処

- いじめの相談通報の窓口を設置する。
- いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と 記録、共有に努める。
- いじめ(「疑い」を含む。)を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査、 聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断をする。
 - いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との 連携といった対応を組織的に実施する。

ウ、取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を実施する。
- 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本 方針の見直しを行う。

3、いじめの未然防止、早期発見・事案対処

- 1) いじめの未然防止
 - ・児童生徒の主体的な取組への支援を行う。
 - ・授業づくり、集団づくりへ具体的に取り組む。
 - 人権教育、道徳教育を推進する。
- 2) いじめの早期発見
 - いじめの定義理解を含む教職員への研修を実施する。
 - いじめを見逃さない教職員の見守り体制をつくる。(情報共有の推進)
 - ・定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンを実施する。
 - ・定期的な教育相談を計画し実施する。
 - インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育を推進する。
 - ・保護者、地域、関係機関との連携を図る。
- 3) いじめに対する措置
 - いじめ防止対策委員会での情報共有や対応方針決定を記録する。
 - ・被害生徒及び保護者への支援、加害生徒及び保護者への指導・支援を行う。
 - ・保護者の協力、教育委員会、SC、SSW、区役所、児童相談所、警察署等、関係機関との連携を図る。
- 4) いじめの解消(いじめの解消の要件:少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある)
 - ①いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること。
 - ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- 5) 教職員等への研修(7 「取組の年間計画(予定)」参照) 年間計画以外の研修は、管理職が時宜に応じて行う。
- 6) 学校運営協議会等の活用

学校家庭地域連携事業委員会を活用して、いじめ問題や学校課題を共有し、連携・協働して解決にあたる。

7) 取組の年間計画(予定)

4月
 教育相談5月
 平和教育6月
 地域清掃、いじめアンケート7月
 個別面談8月
 教育相談9月
 人権作文

10月 児童生徒交流日(於:丸山台中) 11月 人権教育、地域清掃

12月 個別面談、いじめアンケート 1月 あいさつ運動、研修(人権・特別支援)

2月 研修(いじめ重大事態の調査結果から学ぶ) 3月 地域清掃、教育相談

4、重大事態への対処

1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

2)発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

5、いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。また、年間行事等の微細な修正を施し、毎年最新のものをHPに掲載する。